

◆ 健康保険組合と厚生年金基金

	健康保険組合	厚生年金基金
目的	業務外の事由による傷病、死亡、出産に関し保険給付をすること	加入員の老齢について給付を行い加入員の生活の安定と福祉の向上を図ること。
構成	①事業主 ②被保険者 ③任意継続被保険者	①事業主、②当然被保険者（高齢任意加入被保険者については、その者に係る保険料の半額負担及び納付について事業主の同意がある場合のみ、加入員となる）
設立要件(任意設立)	①常時 700 人以上の被保険者を使用（単独設立） 常時 3,000 人以上の被保険者を使用（共同設立） ②適用事業所に使用される被保険者の2分の1以上の同意 ③規約の作成 ④厚生労働大臣の認可 ※強制設立命令の規定も設けられている	①常時 1,000 人以上の被保険者を使用（単独設立） 常時 5,000 人以上(一定の場合 1,000 人)の被保険者を使用（共同設立） ②適用事業所に使用される被保険者の2分の1以上の同意 ③被保険者の3分の1以上で組織する労働組合があればその同意 ④規約の作成 ⑤厚生労働大臣の認可
成立時期	設立の認可を受けたとき	設立の認可を受けたとき
資格の得喪(特例)	取得した月に喪失しても1月とし、その月内に更に資格を取得すればそれも1箇月分の保険料徴収の対象となる	取得した月に喪失したときは、その資格を取得した日に遡って加入員でなかったものとみなす
設立事業所の増減	増加又は減少に係る適用事業所の事業主の全部及びその適用事業所に使用される被保険者の2分の1以上の同意	①加又は減少に係る適用事業所の事業主の全部及びその適用事業所に使用される被保険者の2分の1以上の同意 ②増加させる場合は、3分の1以上で組織する労働組合があるときはその同意
合併・分割	組合会議員定数の4分の3以上の議決（厚生労働大臣の認可が必要）	代議員会議員定数の4分の3以上の議決（厚生労働大臣の認可が必要）
解散事由	①組合会議員の定数の4分の3以上の多数による組合の議決（厚生労働大臣の認可が必要。②も同じ） ②健康保険組合の事業の継続の不能 ③厚生労働大臣による解散の命令 ※全国健康保険協会が解散後の権利義務を承継する。	①代議員の定数の4分の3以上の多数による代議員会の議決（厚生労働大臣の認可が必要。②も同じ） ②健康保険組合の事業の継続の不能 ③厚生労働大臣による解散の命令